

令和2年4月臨時議会 議案概要		担当課	税務課	種別	条例
議案番号	議案第54号	議案名	専決処分について〔琴浦町税条例等の一部改正について〕		
目的	地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)等が令和2年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。				
内容	<p>1 固定資産税 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応(令和2年4月1日施行)</p> <p>所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置を講ずる。</p> <p>(1) 現に所有している者(相続人等)の申告の制度化</p> <p>登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者(相続人等)に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。令和2年4月1日以後に現所有者であることを知った者について適用</p> <p>(2) 使用者を所有者とみなす制度の拡大</p> <p>調査(1)を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする(2)。</p> <p>1 住民票、戸籍等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他関係者への質問等</p> <p>2 令和3年度分以後の固定資産税について適用</p> <p>2 個人住民税 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し等(令和3年1月1日施行)</p> <p>全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し</p> <p>婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の控除(控除額30万円)を適用する。</p> <p>(2) 個人住民税の人的非課税措置の見直し</p> <p>上記に伴い、現行(令和元年度改正後)の寡婦、寡夫、単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母)に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦(ひとり親を除く。)を対象とする。</p>				
補足事項	<p>1 専決処分日 令和2年3月31日</p> <p>2 施行日 令和2年4月1日</p>				